

1998年(平成10年)9月20日

保険の役割とは――

『交通死』(二木雄策著 岩波新書)を考える

弁護士 坂 和 章 平

(注 本文中の資料は掲載を省略しました)

1. 自己紹介

昭和24年1月26日愛媛県松山市生まれ。

昭和46年3月大阪大学法学部を卒業。

昭和47年4月26期司法修習生。

昭和49年4月大阪弁護士会弁護士登録

昭和54年7月坂和章平法律事務所(現・坂和総合法律事務所)を開設。

一般民事事件多数。

都市計画、まちづくり関係事件多数。

朝日新聞「論壇」平成7年2月10日(資料1))

平成10年5月12日(資料2))

また共済・損保の交通事故の事件を多数処理。

本来の弁護士業務の他、まちづくり活動、論文、出版、講演等多方面で活動(資料3))。

2. 法律的なものの考え方アラカルト

(西欧的合理主義と日本人の思考法)

(1) 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」

という言い方は正しいか?

(2) 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件

(3) 「少年法の理念」と少年A事件

(4) 「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同

(5) 陪審制と弁護士の役割を考える

① 市民の義務、市民から選ばれた陪審員

② 法廷での証拠のみに基づいて判断

③ 職業裁判官制度との優劣

映画「告発の行方」「レインメーカー」など参照。

(資料4))

3. くるま社会と交通事故

運転免許保有率は25歳以上50歳未満の男性の95.4%、女性の80.1%

H8.12/末現在の自動車保有台数は約7203万台

前年に比べて約193万台(2.8%)増

自動車1台当りの人口は1.78人(H8.3/末現在)

(『交通安全白書』(1997年版)より)

H8の交通事故による死亡者は9942人・負傷者は約94万人

(警察庁の調べより)

4. 保険(自賠責保険・任意保険)の役割

(1) だれもが交通事故の加害者にも、被害者にもなりうる(代替性)、

くるま社会の中で保険(自賠責・任意)の担う役割は重要。

→しかし（任意）保険の内容は複雑、一般人には理解しにくい。

(2) 保険のむずかしさ

1) 保険の種類が多様さ

┌自賠責保険（強制保険）

└┬──────────┬──対人賠償保険

└┬──任意保険──┬──対物賠償保険

└──車両保険

└──搭乗者傷害保険 など

2) 自賠責、任意、裁判所での基準のちがい

3) 自賠責の重過失減額と一般の過失割合とのちがい

4) 好意同乗減額とは？

5) 労災保険控除、求償等の関係

6) 運行供用者とは？

7) 他人性とは？

8) 免責条項の解釈の仕方

- ・ 許諾被保険者
- ・ 被保険者の使用者
- ・ 無免許運転、酒酔運転

以上、『生命保険・損害保険をめぐる法律と税務』

（坂和章平編著・新日本法規出版、1997年3月出版）参照。

5. 金融ビッグバン——保険（料率）自由化の認識

(1) 1993年 日米包括経済協定で保険分野の協議開始

- ・ 保険料率の自由化
- ・ 生保・損保の相互乗り入れ
- ・ 傷害保険やがん保険など第三分野の保護

(2) 1996年4月1日 新保険業法の施行

- ・ 生保・損保子会社による相互乗り入れ

(3) 1996年12月 日米保険協議決着

- ・ 1998年7月までに損害保険料率自由化

(4) 1998年7月は損保業界にとって節目の月

（保険料率の自由化の月）（資料5）

- ・ セコムが東洋火災買収（セコム東洋）
- ・ ソニーが損保子会社設立
- ・ アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売
- ・ 東京海上「T・A・P」発売。代理店の手数料を業績に対応・通販、インターネットを活用した販売
- ・ 補償内容を選択する新保険
- ・ フランスのアクサUAP 日本へ損保進出

→ 1) 損保業界淘汰の時代 2) 自己責任の原則の再確認

6. 『交通死』（二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版）を考える（資料6）

(1) 目次

第1章 一万人を越す年間犠牲者——交通事故と交通犯罪——

第2章 被害者抜きの形式裁判——刑事裁判の実態——

- 第3章 軽すぎる刑罰——交通犯罪の量刑——
- 第4章 ビジネスとしての賠償交渉——保険会社と弁護士——
- 第5章 なぜ本人訴訟なのか——調停と民事裁判——
- 第6章 定型・定額化している損害賠償——賠償の理念と現実——
- 第7章 没論理的な算定方式——逸失利益の検討——
- 第8章 差別される女性労働者——逸失利益の男女間格差——
- 第9章 画一的な事故処理——弁護士の論理・裁判所の論理——
- 終章 日常化した交通事故——くるま社会の非人間性——

(2) その論点（問題提起）

- 1) 保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか？
 - ・「保険にまかせっきり」との批判は？
 - ・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は？
- 2) 保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか？
 - ・自賠責保険の意義（被害者救済）
 - ・任意保険の意義（賠償責任の補填）
 - ・保険会社の示談交渉の意義
 - ・弁護士の示談交渉の意義
- 3) 加害者の刑事処分は軽すぎるか？
 - ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か？
 - ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か？
 - ・他の犯罪の刑罰とのバランスは？
 - ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか？
- 4) 賠償額の定型化・定額化は不当か？
 - ・後遺障害等級制度の意義と限界
 - ・逸失利益の計算方法の意義と限界
 - ・慰謝料額の定額化の意義と限界
 - ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界
- 5) 男女差、子供差などの「メニュー」は不当か？
 - ・男女差、年齢差による収入差と賠償額？
 - ・メニューという言い方は妥当か？
 - ・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実を どうみるか？
- 6) 訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか？
- 7) くるま社会の非人間性を問う！

(3) 坂和は平成9年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付

(坂和意見の要旨)

- 1) 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の処理についての現状・問題的是れなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。

- 2) 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えている。
しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。
そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。
- 3) 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説明し、
批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がいていない。定
型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっ
ているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。

- 4) 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その考えは
「被害を受けた父」の考え方（一方例）である。考えるべき問題は「国民の一般
的な考え方はどこにあるのか」ということである。
勿論、たとえば交通事故（とりわけ信号無視や明白な加害者の過失に
よるもの）により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効
果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買
物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題であ
る。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。
誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中
で決められているものである。

- 5) 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述について
は、ナンセンスとしかいいようがない。逸失利益の算定方法が裁判所により異な
るというのはむしろ筆者の立論からすれば（個々の裁判官が個々の事件毎に自
己の判断を下すものだから）当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での
収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこと
となる。
逸失利益の計算について、 Hofmann、ライプニッツのいずれを使うかによ
る違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はある
と思うが、それはそれとして批判すべきものである。
また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理か
ら外れる危険をはらんだ職業だということになる」（210頁）などというのは、あまり
にもすごい結論で、ナンセンスだと思う。

7. 関西TV「メディア・ドゥ」平成10年7月9日放映（60分）

「交通死・被害者は二度殺される」

- (1) 被害者Y氏（河内長野市）、F氏、K氏の実情を紹介

（Y氏のケース）7才の小2男児死亡

（F氏のケース）交通死・二木教授のケース

（K氏のケース）

→ 放映直後の平成10年7月16日F氏民事勝訴（資料7）

- (2) 被害者の訴え

- 1) 警察は捜査をちゃんとやってくれない。
検察審査会の審査が不十分。（捜査の不備）
- 2) 不起訴の理由が連絡されない。（手続的不備）
- 3) 被害者はずっと被害をひきずっているのに、加害者はもとの
生活にもどり不公平（被害者と加害者の立場の不平等）
- 4) 保険金が一律。賠償額が低い（民事賠償の低さ）

5) 息子がとび出す筈がない(実体的真実は?)

(3) 大阪地検の検事のコメント

起訴率の低下について

(4) 坂和弁護士のコメント

損害額の定額化について

(5) 番組をみた感想

1)被害者が可愛想という視点が強すぎ、あまりにも情緒的

2)民事賠償のあるべき姿への追及不足

3)刑事処分のあるべき姿への追及不足

4)交通事故対策のあるべき姿への追及不足

(6) 近時の新聞記事の激増(資料8))

1)情緒的

2)一方的で、多面的観察不十分

8. まとめ

(1) 保険について

- ・ 保険の意義の再確認
- ・ 自由競争・金融ビッグバンの理解
- ・ 自己責任の確立

(2) 交通死について

- ・ 現代社会において車は不可欠なもの
- ・ 車を動かすことが大きな社会的責任を伴うことの自覚が大切
- ・ 事故に対してもまた自分自身に対しても厳格であるべき
- ・ 交通事故は車と車の問題でも、人と車の問題でもない。人と人との問題であり、人間一人ひとりの内面の問題だ。

以 上